

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460556号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	とき代行
	主たる営業所が所在する市町村	新潟市西区
処 分 年 月 日		令和 8 年10月26日
処 分 内 容		令和 8 年 10 月 27 日 営業停止（停止期間 の 10 日間） 令和 8 11 月 5 日
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第 1 項 同法施行令第 5 条第 1 項第 2 号
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会